仕 様 書

1 件名

H30 ファイバ出力 RGB レーザー光源

2 目的 (用途)

国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「当機構」という。)においてホログラム記録再生に関する研究プロジェクトを推進している。本件はフルカラーのホログラム映像を生成に用いるファイバ出力のRGBレーザー光源の調達を行う。

3 納入期限

・契約の日の翌日から起算して 120 日以内 可能な限り早期に納入すること。

4 納入場所等

(1) 納入・設置場所

東京都小金井市貫井北町4-2-1

国立研究開発法人情報通信研究機構 電磁波研究所 電磁波応用総合研究室 127棟 電磁環境研究棟(6号館) 1階102号室

5 調達物品の数量及び構成内訳

(1) 調達物品の数量

ファイバ出力 RGB レーザー光源

1式

6 調達物品の要件

(1) レーザーの仕様

ア 波長と出力

青:波長 473nm,出力 75mW 以上 緑:波長 532nm,出力 80mW 以上 赤:波長 660nm,出力 100mW 以上

イ 光学的な要件

空間モード:TEM00、M2:1.2 以下、ビーム径:1.0mm 以下、ビーム広がり角:1.3mrad 以下、ビーム位置安定性:5urad/ \mathbb{C} 、

出力安定性:2%以下(ウォームアップ後、 ± 3 ℃)、偏光:消光比>100:1 の直線偏

光

ウ 制御方法やその他の要件

(ア) USB 経由の PC でそれぞれのレーザーの出力制御ができること。

(イ) ヒートシンクを有すること

(2) 装置全体の要件

- ア 大きさ: 400mm x 400mm x 200mm(高さ)以下
- イ RGB 各レーザーに電磁シャッタを設け、スイッチで各シャッタを制御できること
- ウ 1つ以上の空冷ファンを設けること
- エ RGB 各レーザーの出力を調整する ND フィルタ (5 段階以上) を設けること
- オ 偏波保持ファイバによる出力を設けること
- カ 納入時にファイバ終端での出力効率が各レーザーで 40%以上であること (参考) シグマ光機、レーザコンバイナ、型番 LCB-3-3-D11-N1-S1

7 提出書類及び必要部数

説明書・マニュアル等1式(書面1部かCD-ROM1枚)

・保証書及び製品サポート部署の連絡先 1式(様式適宜)

•性能検査書 1部

・議事録 1部(打合せ議事録を発行した場合。)

・設備等納入時確認チェックリスト 1部

8 納入・設置条件

(1) 納入・設置時間

土日休日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く、平日9時から17時の間に行うこと。日時は別途調整する。

(2) 環境への配慮

- ア 調達物品が「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入 法)で規定する特定調達品目に該当する場合には、可能な限り適合品を納入する ように努めること。
- イ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時 の負荷低減に配慮するように努めること。
- ウ 納入時においては、環境負荷の低減を実現した自動車を用いるように努めること。
- エ 梱包材などは持ち帰り、法令に従い処分すること。

(3) 注意事項

- ア 運送・搬入・据付実施中に、建築物、工作物等に損傷を与えた場合は、速やかに 当機構担当者に申し出るとともに受注者の責任においてこれを原形に復すること。
- イ 業務上知り得た機密事項及び個人情報については、他に公言・持ち出し・利用を しないこと。万一、機密事項又は個人情報の漏洩等が発生したことを知った場合 には、速やかに当機構担当者に報告すること。
- ウ 上記イに反した場合は、本契約を解除するとともに、受注者の責任において当機

構に生じた損害を賠償すること。

9 支給品の有無

無

10 貸与品の有無

無

11 検査について

•納入場所において、当機構担当者立会いのもと装置の員数確認及び動作確認を行う。

12 瑕疵担保

- (1) 本件調達物品について、所有権移転の日から起算して1年以内に瑕疵による不具合が発生した場合には、機器の点検及び補修を行い、本仕様書の性能を発揮できるようにすること。
- (2) 本件調達物品に付帯する無償保証内容を明示するとともに、不具合発生時の問い合わせ窓口及び実施体制を明示すること。

13 質疑等について

本仕様書に疑義が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項の詳細を決定する場合は、当機構担当者と速やかに協議し解決を図ること。協議に際しては、受注者において打ち合わせ議事録を作成すること。作成した議事録は、当機構の承認を得て発行すること。発行した打ち合わせ議事録に含まれる決定事項は、本仕様書に優先する。なお、仕様書等の変更を要する事態が生じた場合には、協議をするので応じること。

14 関連文書又は関連仕様書

(1) 無

15 関係規程又は関係法令等

(1) 無

16 情報セキュリティについて

(1) 目的外利用及び提供の禁止

受注者は業務に関して知り得た情報を本仕様書の業務履行にのみに利用し、他の目的に使用しないこと。当機構の承諾なしに第三者に提供してはならず、受注者の社内においても、本件業務に関わる者以外には秘密とすること。また、受注者は受注者の従業員その他受注者の管理下にて業務に従事する者に対し、受注者と同様の秘密保持

義務を負担させるものとする。

(2) 複写又は複製の禁止

受注者は、本業務のために機当構から提供された情報や資料等を機構の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(3) 情報セキュリティ対策の実施

受注者は、業務に関して知り得た情報の紛失、滅失、改ざん、き損、漏えい、その 他の情報セキュリティ事故を防止するために必要な情報セキュリティ対策を講じなけ ればならない。

(4) 情報の受取り

当機構が一時的に電子ファイル等を受注者に預ける場合は、預かり証に受注者(作業員等を含む)の押印あるいは署名を求める場合があるので応じること。

(5) 情報のやり取り

ア 当機構と通信回線を経由して電子ファイル等のやりとりを行う場合は、万一の事故 に備えてパスワード付与や暗号化などの措置をとること。

イ また最新のパターンファイルが適用されたウイルス検出ソフトで検査し、問題がないことを確認してから送付すること。

(6) 資料・情報の保管

ア 受注者は、業務のために当機構から提供を受け、又は受注者自らが作成した情報が 記録された資料を、適切に施錠管理された場所に保管すること。

イ 電子ファイルの場合は適切なアクセス制御が行われたフォルダーに保管すること。 また当機構が特に指定した場合は暗号化などの対応をとること。

(7) 資料の返却・情報の消去等

ア 受注者は、業務のために当機構から提供を受け、又は受注者自らが作成した情報 が記録された資料は、業務完了後直ちに当機構に返還し、又は引き渡すものとす る。ただし、当機構が別に指示したときは当該方法によるものとする。

イ 受注者は、情報を記録した資料を当機構に返還した後、なお当該情報が複写や電磁記録等として残されていることのないよう、遅滞なく復元又は判読が不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄しなければならない。なおその際「<u>データ破棄届出書</u>」を当機構に提出すること。

(8) 情報セキュリティ事故発生時における報告

受注者は、情報セキュリティ事故、又はそのおそれのあることを知ったときは、速やかに当機構に報告し、当機構の指示に従うものとする。

(9) 委託の制限

ア 受注者は当機構が書面で承諾した場合を除き、本件業務の全体または一部を第三 者に委託してはならない。受注者は第三者に委託するときは、責任を持って情報 セキュリティの適切な管理を行う能力を有する者を選定するものとする。

- イ 選定した委託先に対しては、情報セキュリティに関し受注者が履行すべき義務と 同等の義務を負わせるものとし、受注者及び受注者の委託先との間で締結する契 約書にその旨を明記するものとする。
- ウ 受注者は委託先の情報セキュリティマネジメント全般、業務実施体制、情報セキュリティに関する点検・調査の受け入れ義務等の状況について、あらかじめ当機構に書面で提出するものとする。受注者の委託先が再委託を行うとき以降も同様とする。

設備等納入時確認チェックリスト

受注者確認欄	項目	要求者確認欄
	1. 納入期限内の納品となっているか。	
	2. 員数検査 ・納入品について、仕様書及び業者提案書に記載された構成及び数量 を満たしているか。	
	3. 外観検査 ・納入品について、傷、汚れ、凹み、歪みといった不良が無いか。	
	4. 設置状況 ・納入品に係る電源等への接続状況は要件を満たしているか。	
	5. 機能検査 ・納入品について、仕様書及び業者提案書に記載されている、機能及 び性能等の要件を満たしているか。	
	6. 提出書類 ・仕様書に規定した提出書類は全て揃っているか。 ・提出書類に求めている記載内容は漏れなく記載されているか。	
	7. 法令遵守関係 ・納入物について、電波法(昭和25年法律第131号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、その他の関係法令等に基づき、関係機関等に対する協議、必要な認可、許可、届出等の手続又は届出等に必要となる情報の提供が完了しているか。 (該当法令及び書類名称を以下に記載。記載しきれない場合は別紙添付)	
受注者側担当者 <u>会社名</u> 担当者名		音続欄 資産管理 台帳反映
機構側要求者(監督員) 確認年月日(平成 年 月 日) 国立研究開発法人 情報通信研究機構 <u>部署名</u> 要求者名		

- ※該当項目なき場合は、当該項目を二線にて抹消する。
- ※受注者側担当者名及び機構側要求者(監督員)名については、自署とします。
- ※原本は機構側要求者(監督員)において保管し、写し1部を検査調書へ添付する